物　件　明　細　書

物件番号	1

参加資格等級	C等級・B等級又はD等級

1．作業内訳

森林事務所	作業種	市町村名	国有林名	林小班	植栽年度	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)	履行期間		林分条件		作業条件							使用材料（契約者購入）	
									開始	期限	傾斜	植生等の状況	作業形態	作業区分（下刈年次）	通勤形態	人員輸送距離(km)	つる本数(本/ha)	伐採数量(本/ha)	伐採率%	品名	数量
田野	つる切	宮崎市	鰐頭	77つ2	H18	2.37	1.19	1.18	契約締結日の翌日	10月30日	中	難	薬剤	株処理	通(車)	8.1	3,680			ﾗｳﾝﾄﾞｱｯﾌﾟﾏｯｸｽﾛｰﾄﾞ	2.2ﾘｯﾄﾙ
	〃	〃	〃	77う	H16	4.82	3.16	1.66	〃	〃	中	難	〃	〃	〃	8.2	3,380			〃	2.8ﾘｯﾄﾙ
	計					7.19	4.35	2.84													
宮崎	除伐	宮崎市	家一郷	49は2	H11	4.19	0.02	4.17	契約締結日の翌日	10月30日	緩	難	人機併用	全刈	通(車)	8.6				無	無
	計																				
田野	除伐	宮崎市	本田野	57ま1	H8	3.53	1.55	1.98	契約締結日の翌日	10月30日	緩	難	人機併用	全刈	通(車)	10.1				無	無
	〃	〃	鰐頭	84ぬ	H9	1.88	0.31	1.57	〃	〃	緩	難	〃	〃	〃	14.9				〃	〃
	計					5.41	1.86	3.55													
高岡	除伐	宮崎市	楠見	232に	H7	4.19	0.11	4.08	契約締結日の翌日	10月30日	中	中	人機併用	全刈	通(車)	12.3				無	無
	計																				
内山	除伐	小林市	軍谷	3055り8	H10	2.00		2.00	契約締結日の翌日	10月30日	緩	易	人機併用	全刈	通(車)	9.0				無	無
	〃	〃	〃	3055り11	H11	1.20	0.48	0.72	〃	〃	中	中	〃	〃	〃	9.0				〃	〃
	計					3.20	0.48	2.72													
綾	除伐	綾	尾谷	2153る	H2	0.61	0.17	0.44	契約締結日の翌日	10月30日	緩	中	人機併用	全刈	通(車)	4.5				無	無
	計																				
田野	除伐Ⅱ類	宮崎市	本田野	56は1	H5	3.00	0.70	2.30	契約締結日の翌日	10月30日	中	易	人機併用	選木伐倒	通(車)	5.4		ｽｷﾞ 700		無	無
	〃	〃	〃	66ほ	H10	2.38		2.38	〃	〃	緩	中	〃	〃	〃	9.2		ｽｷﾞ 400		〃	〃
	〃	〃	〃	70れ3	H7	3.26	0.55	2.71	〃	〃	急	易	〃	〃	〃	9.4		ｽｷﾞ 600		〃	〃
	計					8.64	1.25	7.39													
内山	除伐Ⅱ類	小林市	軍谷	3054に	S55	1.81	0.26	1.55	契約締結日の翌日	10月30日	緩	中	人機併用	選木伐倒	通(車)	7.0		ﾋﾉｷ 700		無	無
	〃	〃	〃	3056る	S56	12.75	0.42	12.33	〃	〃	緩	中	〃	〃	〃	9.8		ｽｷﾞ 600 ﾋﾉｷ 650		〃	〃
	計					14.56	0.68	13.88													
夏木	除伐Ⅱ類	小林市	夏木	3027ち	S63	2.17		2.17	契約締結日の翌日	10月30日	中	中	人機併用	選木伐倒	通(車)	14.1		ﾋﾉｷ 660		無	無
	計																				
	合計					50.16	8.92	41.24													

〔留意事項 1．林令は植栽年度を1年とした累積年である。
2．傾斜区分は、３１度以上：急、２１～３０度：中、２０度以下：緩である。
3．植生等の条件は、作業地における植生等の難易度を示すものである。
4．つる本数、伐倒本数は標準地調査による目安本数である。
5．作業着手は事業計画書の承認が必要である。

2．作業箇所位置図
別添のとおり

造林事業(つる切作業外2)請負使用材料規格内訳書
【　請負者購入分　】

平成27年7月16日付け入札公告、造林事業（つる切作業外2）請負に伴う使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記

物件番号	品　名	規　　格	数　量	適　用
1	ラウンドアップ マックスロード		5.00 ﾘｯﾄﾙ	
計				

印紙

造林事業請負契約書（案）

1　事　業　名　　造林事業（つる切作業外2）請負

2　履行場所　　鰐頭国有林77つ2林小班外14
別冊、図面のとおり

3　事業内容　　つる切作業　　2.84 ha
除伐作業　　14.96 ha
除伐Ⅱ類作業　　23.44 ha
別紙、作業内訳書のとおり

4　事業期間　　契約締結日の翌日　から
平成２７年１０月３０日　まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり）

5　作業仕様　　別冊、作業仕様書のとおり

6　請負金額　　金〇,〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金〇〇,〇〇〇円也）

7　選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは〇印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選択条項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第１５条
〇	部分払　（作業期間中　１　回以内とする）	第３４条
×	前金払　　請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第１項
×	中間前金払 請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第3項

8　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日
なし				

9　特約事項

（1）使用する材料は、別紙「特約事項内訳書」のとおりとし、請負者が購入する。

上記の事業について、発注者　分任支出負担行為担当官　宮崎森林管理署長　﨑野健輔　と請負者　〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成〇〇年〇〇月〇〇日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者　住　所　宮崎県宮崎市柳丸町388番5号
（甲）

分任支出負担行為担当官
宮崎森林管理署長　﨑野 健輔　㊞

請負者　住　所　〇〇県〇〇市〇〇
（乙）

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇　〇〇 〇〇　㊞

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】　請負者　〇〇共同事業体
代表者　〇〇林業株式会社
住　所　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇 〇〇　㊞

〇〇林業株式会社
住　所　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇 〇〇　㊞

〇〇林業株式会社
住　所　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇 〇〇　㊞

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分（下刈年次）	区域面積（ｈａ）	控除面積（ｈａ）	契約面積（ｈａ）	作業期間		作業内訳・使用材料		備考（間伐率）
						自	至	品名 樹種	数量(ﾘｯﾄﾙ) 伐採数量(本/ha)	
つる切	77つ2	株処理	2.37	1.19	1.18	契約締結日の翌日	平成27年10月30日	ﾗｳﾝﾄﾞｱｯﾌﾟﾏｯｸｽﾛｰﾄﾞ	2.2	2倍液使用
〃	77う	〃	4.82	3.16	1.66	〃	〃	〃	2.8	〃
小計			7.19	4.35	2.84				5.0	
除伐	49は2	全刈	4.19	0.02	4.17	契約締結日の翌日	平成27年10月30日			
〃	57ま1	〃	3.53	1.55	1.98	〃	〃			
〃	84ぬ	〃	1.88	0.31	1.57	〃	〃			
〃	232に	〃	4.19	0.11	4.08	〃	〃			
〃	3055り8	〃	2.00		2.00	〃	〃			
〃	3055り11	〃	1.20	0.48	0.72	〃	〃			
〃	2153る	〃	0.61	0.17	0.44	〃	〃			
小計			17.60	2.64	14.96					
除伐Ⅱ類	56は1	選木伐倒	3.00	0.70	2.30	契約締結日の翌日	平成27年10月30日	ス ギ	700	27%
〃	66ほ	〃	2.38		2.38	〃	〃	ス ギ	400	17%
〃	70れ3	〃	3.26	0.55	2.71	〃	〃	ス ギ	600	24%
〃	3054に	〃	1.81	0.26	1.55	〃	〃	ヒノキ	700	30%
〃	3056る	〃	12.75	0.42	12.33	〃	〃	ス ギ ヒノキ	600 650	29% 30%
〃	3027ち	〃	2.17		2.17	〃	〃	ヒノキ	660	30%
小計			25.37	1.93	23.44					
計			50.16	8.92	41.24					

【留意事項】
1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

特約事項内訳書

記入番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積（ha）	使用材料等			備考
					品名	品質規格	数量(リットル)	
	77つ2	つる切	株処理	1.18	ラウンドアップマックスロード		2.20	2倍液使用
	77う	〃	〃	1.66	〃		2.80	〃
	計			2.84			5.00	

２７宮崎管第〇〇号
契約の別冊

つ る 切 作 業 仕 様 書

１．作業方法等

（１）除草剤又は灯油によるつる切の場合は、別紙、「除草剤使用仕様書」又は「灯油使用仕様書」のとおりとする。

（２）人力によるつる切の場合は、根元を切断し、発芽瘤を残さないようにすること。

２．薬剤による場合の薬剤の購入

乙は、甲の指定する薬剤の品質規格品及び数量を購入し、薬剤の輸送日等について、監督職員と協議し、薬剤の搬送先及び監督職員の指定する場所において、監督職員の検収を受けること。

３．留意事項

（１）つるを切断する場合は、植栽木を損傷しないように注意すること。

（２）除草剤及び灯油を使用する場合は、植栽木に薬害を生じないよう特に注意すること。
また、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにしておくこと。

４．つるの稚苗

つるの稚苗はできるだけ抜き取ること。

５．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

除草剤使用作業仕様書

1．作業要領

作業要領は、別紙、作業要領による。

2．除草剤の保管及び取扱い上の注意

（1）除草剤の保管及び取扱は、製品取扱説明書、注意書等を熟読し適切な取扱をすること。

（2）除草剤を取扱う作業者は、防護マスク、防護手袋等の保護具を着用すること。

（3）除草剤による被害が発生したときは、速やかに監督職員に報告して指示を受けること。

3．被害の防止

（1）除草剤が散布区域外へ飛散することを防止するため、風速が次の基準を超えるときは散布を中止すること。（スポット処理を除く）

ただし、この風速以下であっても、周辺の事情から区域外へ飛散するおそれがある場合、又は降雨時や降雨が予想される場合など、天候の事由から作業の続行が適当でないと認められる場合は散布を中止すること。

除草剤の種類	剤　型	風　力	地上1.5mの風速	摘　要
脂肪酸系及びピリジン系並びにアミノ酸系、その他	粉　剤	2	3．4	風速＝m／sec
	微粒剤	2	3．4	
	粒　剤	3	5．5	
	液　剤	3	5．5	

（2）人家、養魚場、果樹園、田畑、放牧場等に近い場所では、除草剤が飛散しないように十分注意して散布すること。

（3）林内の河川、用水路等には散布しないこと。
また、水溶剤を稀釈する場合は、これらに流入しないように注意すること。

（4）散布に使用した器具類は河川、用水路等へ流出する恐れがない場所で水洗いすること。

（5）作業中は、樹木の葉や枝の動きにより、又は随時発煙筒等で風向、風速を確かめ安全を確認したうえで実施すること。

（6）除草剤を作業現場へ運搬するときは、途中で紛失しないよう十分注意するとともに、積み卸しの都度数量を確認すること。

（7）容器のふた、袋、箱等の封栓は完全に閉め、運搬中に除草剤がこぼれないように注意すること。

（8）作業現場へ運搬する除草剤は、当日の散布量とし、残量が生じたときは林内に放置することなく所定の保管場所に保管すること。

（9）内袋を開封したものは残さず散布すること。

（10）空の内袋、外装資材等を放置したり焼却しないこと。当日の使用量を確認した上で持ち帰り、購入した薬剤会社へ処理依頼するなど適切な取扱をすること。

4．その他

必要な事項については監督職員の指示に従うこと。

（除草剤使用作業仕様書の附表）
（灯油使用仕様書の附表）

除草剤作業要領（つる枯殺）

１．処理方法は、茎葉処理、根株処理（ノッチ処理法、株頭処理法、さし込み法）とする。

（１）茎葉処理

ア．除草剤が、つるの茎葉全面によく付着するよう、極力朝露が残っている時間帯に散布するように努めること。

イ．散布機を使用する場合は、除草剤が飛散しないように散布対象物に散布機の噴口を近づけて、低圧で散布すること。

ウ．局所的に大量散布をしないこと。

エ．植栽木に除草剤がかからないように注意すること。

オ．作業者は互いに連絡を保ち、除草剤が作業者にかからないように注意すること。

カ．風向きに注意し、風下に向かって散布すること。

キ．散布もれあるいは散布むらがないように注意すること。

ク．散布した後は、なるべく散布区域内を歩かないこと。

（２）根株処理

ア．ノッチ処理法

（ア）つる類の株頭または、その近くのつる茎に鉈目をいれ、洗浄瓶または油差し等を利用して薬剤がよくしみ込むように注入する。

（イ）つるが株頭から２本以上に分岐している場合は、それぞれのつるに鉈目を入れて薬剤を注入する。

鉈目のいれ方

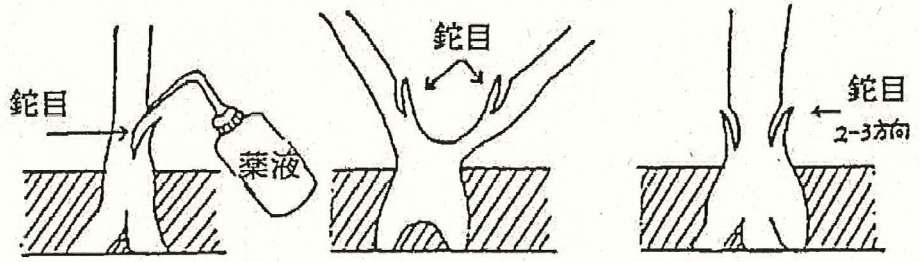

イ．株頭処理法

（ア）株頭切断法

ａ　つる類が植栽木にまきついていない場合に限り、株頭を地際から水平に切断し、その断面に薬剤を施剤する。

ｂ　灯油を使用する場合は、つるの根元を掘り下げて発芽瘤の部分を水平に切断し、切断面に傷を入れ、したたる程度施剤すること。

（イ）株頭処理（冬場処理）

ａ　冬場の１１月～３月につる枯殺を行う場合でも、切断しないで処理することとするが、やむを得ず切断する場合は、株頭を地際から水平に切断し、切断面にナタ等でキズを入れ薬剤を注入塗布する。

b　株頭が地際に見えない場合は、地際に最も近いつる茎に鉈目をいれて薬剤を注入する。（この場合の処理方法はノッチ処理方法に準ずる。）

鉈目のいれ方

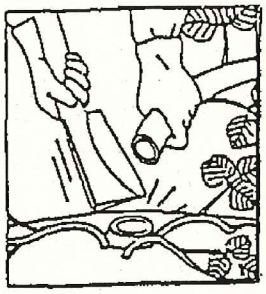

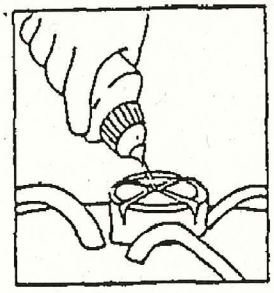

ウ．さし込み法

（ア）つるを切断しないで発芽瘤（困難な場合は，それに近い茎の部分）にキリで穴をあけ木針の薬剤を含んだ部分が隠れる程度に深く差し込むこと。
この場合、木針の先がつるを貫通しないように注意すること。

（イ）やむを得ずつるを切断する場合は、発芽瘤から１.５～２.０ｍの長さにつるを切断して、必ず発芽瘤にキリで穴をあけ、木針の薬剤を含んだ部分が隠れる程度に深く差し込むこと。

（ウ）植栽木の根元から３０㎝以内にあるつるには施剤せず、発芽瘤の５～１０㎝下から切断すること。

エ．根株処理ができない小径株は、必ず地際から切断すること。

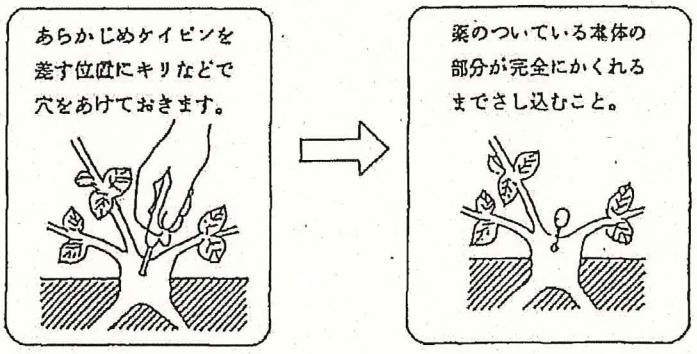

（除草剤使用作業仕様書の附表）

除草剤作業要領（つる枯殺）

1．この要領は、クズを対象とするクズコロン等を使用する場合に適用する。
2．処理方法は、原則として根株処理とするが、やむを得ない場合はつる茎処理を行うものとする。
（1）根株処理
ア．株頭に傷をつけないまま、容器（ディスペンサー）の吐出口から株頭に薬剤を滴下する。
イ．親株から子株が分かれている場合は、それぞれの株頭に薬剤を滴下する。
（2）つる茎処理
ア．根株処理が困難な場合は、極力、株頭近くのつる茎に薬剤を滴下する。
この場合も、つるに傷をつけないまま処理すること。

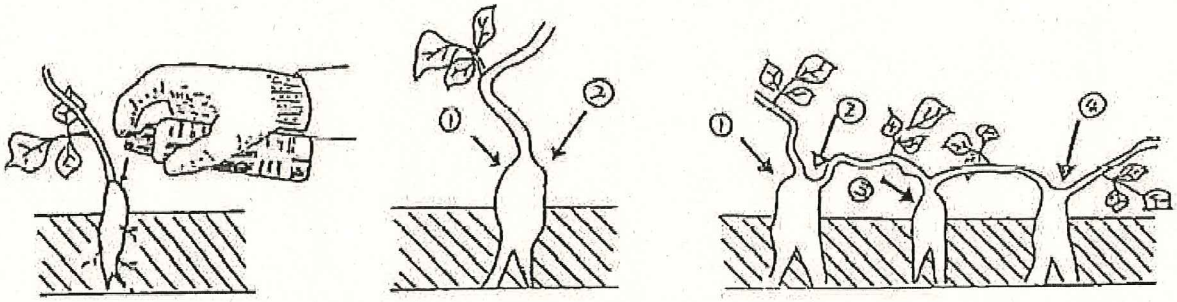

3．除伐作業等でやむを得ずつるを切断する場合は、株頭または株頭の近くを切断し、その切断面に薬剤を滴下処理する。

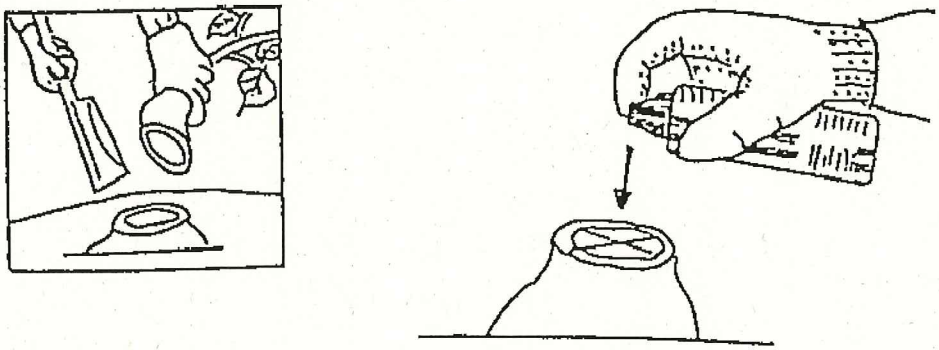

２７宮崎管第〇〇号
契約の別冊

除伐、除伐Ⅱ類、保育間伐及び本数調整伐
作業仕様書

１．作業方法等

除間伐木は、植栽木の生長を阻害しているもの及び今後障害となるおそれのあるもの並びに存置する価値のない植栽木を除間伐し、植栽木の生長を促すものとする。

（１）伐採の高さは、植栽木の生長助長並びに広葉樹の萌芽抑制等の除伐の目的を損なわない程度（概ね１ｍ）とする。
（２）伐採の際に植栽木を損傷しないよう注意すること。
（３）造林木に巻きついたつるは根元を切断し、植栽木の生育を阻害するおそれのないように処理すること。
（４）伐除した雑潅木等で、植栽木の生育を阻害するおそれのあるかかり木は、引き落としておくこと。
（５）除草剤又は灯油によるつる枯殺と同時に行う場合は、別紙、除草剤使用仕様書及び灯油使用仕様書に留意すること。

２．留意事項

（１）自然に進入した天然性の有用樹は、監督職員の指示を受け植栽木の欠損している箇所では重点的に保残すること。特に、ケヤキ、ヤマグワ等の天然性の貴重樹は、極力保残すること。
（２）乙が選木する場合の除間伐では、主として被圧木、枯損木、曲がり木等将来成林の見込みがないものから選木し、選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく疎開することのないよう選木すること。

３．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

別 紙

特 約 条 件

1．除伐Ⅱ類、保育間伐及び本数調整伐作業において、乙が選木伐倒した造林木の本数が目安本数の 125 %を超える場合は、その超える本数について、甲は損害賠償を請求することができる。

賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。

2．前項の賠償請求は、最終検査終了後 3 ヶ月以内に行うものとする。

（注）別に定める賠償基準は、「下刈切損の損害賠償基準」を準用する。